

二宮町特産物普及奨励補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、二宮町の特産物の生産拡大を図り、将来的に二宮ブランドと連携した加工品等への活用及び販売を促進するため、農業再生の一助として購入費の一部を補助することについて、二宮町補助金交付規則（昭和36年二宮町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる事業、補助率等は、次の表のとおりとする。

事業の名称	補助対象経費	補助率	備考
落花生普及奨励事業	落花生の種 (半立)	1/4 以内	
		1/2 以内	遊休地へ栽培 する場合
	落花生用マルチ	1/4 以内	1人2本以内
	生産物出荷	出荷量1kg につき200 円を助成	町内落花生加工業者に、収穫した落花生を 出荷した場合
オリーブ普及奨励事業	オリーブ苗木	1/2 以内	1～3年生苗木 に限る

(補助の対象者)

第3条 この要綱により補助を受けることができるものは、二宮町に在住する農家とする。

(補助を受ける者の義務)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付を受けて栽培普及する者は、適正に維持管理をし、二宮町の特産品として販売していくこと。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、二宮町特産物普及奨励補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金交付の可否を決定し、二宮町特産物普及奨励補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 購入費の一部について、補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後、速やかに二宮町特産物普及奨励補助金実績報告書(第3号様式)を、町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を返還させることができる。

(1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) この要綱の規定に違反して補助金の交付を受けたとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。